

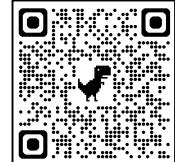
# 狂犬病予防注射は 飼い主の義務

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、「飼犬の登録」と「毎年1回の狂犬病予防注射」が義務付けられています。

## ◆狂犬病予防注射の概要

|    |  |
|----|--|
| 対象 | 生後91日以上の飼い犬  |
| 期間 | 令和7年3月2日から令和8年3月1日まで<br>※令和8年3月2日以降は、令和8年度の予防注射となりますので、ご注意ください。  |
| 費用 | 予防注射料金 3,050円<br>※別途料金がかかる場合あります。<br>注射済票交付手数料 550円  |
| 要領 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一部の動物病院では、予防注射とともに、注射済票の交付を受けることができます。該当病院は、佐久市HP(QRコード参照)を確認して下さい。</li><li>○ 上記以外の動物病院で予防注射を受けた方は、窓口での手続きが必要です。市役所環境政策課、又は各支所の経済建設環境係において、交付の手続きを行ってください。</li></ul> |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 注射済票と鑑札は、必ず首輪に付けて下さい。</li><li>○ <b>1月末までに未接種の方は、佐久市職員からの電話又は訪問による確認を行う場合があります。</b></li></ul>   |

令和7年度  
予防注射済票



## △ 狂犬病予防法 (抜粋)

第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は前項の注射済票をその犬に着けなければならない。

第27条 次の号に該当する者は、**二十万円以下の罰金に処する。**

**第5条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者**